



2012 年合格目標 新司法試験

全国公開模試 受験生参考答案集（B日程）

CONTENTS

1. 行政法 2. 刑法 3. 刑事訴訟法

★「行政法、刑法及び刑事訴訟法」以外については、参考答案に相応するものはございません。

★動画チャンネルにアップされる参考答案につきましては、下記日程で更新させていただきます。

更新日②： 5 / 4（金） ≪C日程受験者の答案より選出≫

※該当する受験生の参考答案がない場合は、更新しません。

※「更新日②」の冊子での配付はございません。

★各ポイント講義をTAC動画チャンネルで配信します。

「採点実感ポイント」を視聴するには、パスワードが必要です。

パスワードは、「1234」となります。

★「総合成績表」及び「正誤」の情報は、Wセミナーホームページ内の「お知らせ掲示板」でご案内します。

更新日②： 5 / 4（金） ≪A～C日程合算の成績表≫

TAC Wセミナー／司法試験講座

無断複製（コピー等）・無断転載を禁じます。

2012 年合格目標 新司法試験 全国公開模試 論文式試験 公法系科目 第2問 採点シート		
受験番号	点数	56 点

答案作成者

添削者名

配点項目	基礎点	加点事由
第1 設問1		
1 処分性一般		
● 「処分」(行政事件訴訟法 § 3-Ⅱ)の定義を指摘している	3 / 3	-
● 処分性の判断基準を定立している	0 / 2	-
● 処分性判断の考慮要素に言及している	-	3 / 3
2 都市計画法 19 条の都市計画についてのあてはめ		
● 公権力を認立している	2 / 2	-
● 都市計画法 53 条 1 項の建築制限に言及して直接法効果を検討している	0 / 3	-
● 都市計画法 53 条 1 項の法的性質(付随的效果論の肯否)について、説得的に論じている ※ 最大判昭和 41.2.23 を意識した論述は特に評価する	-	2 / 5
● 都市計画法 70 条 1 項に言及している	-	2 / 3
3 最高裁判所平成 20 年 9 月 10 日大法廷判決		
● 問題文中に示された判例が説示する土地区画整理事業の事業計画の仕組みについて、それぞれ処分性の判断基準との関係でどのような意義を有するか言及している	-	2 / 3
● 土地区画整理事業の事業計画の決定・公告による効果につき、都市計画との異同を適切に指摘している	1 / 3	-
● 都市計画の決定・公告による効果について、都市計画法 81 条 1 項、91 条に言及して論じている	-	1 / 4
● 土地区画整理事業の事業計画がいったん決定されると、特段の事情のない限り、具体的な事業がそのまま進められることにつき、都市計画との異同を適切に指摘している	1 / 3	-
● 都市計画決定の後続行為について、都市計画法 59 条 1 項に言及して論じている	-	1 / 4
● 土地区画整理事業の事業計画は、後続行為たる換地処分についての取消訴訟で事情判決がなされるおそれがあり、救済が十分に果たされとはいえない点につき、都市計画との異同を適切に指摘している	2 / 3	-
● 都市計画の後続行為である事業認可について、これを対象とする取消訴訟で事情判決のなされる可能性の程度について検討している	-	4 / 4
● 裁量点	-	0 / 5
小 計 1	9 / 19	15 / 31

第2 設問2		
1 都市計画の策定に関する計画裁量の有無		
● 都市計画に計画裁量が認められることを指摘している	2 / 2	-
● 計画裁量が認められる根拠として、都市計画法(2条, 13条1項, 19条等)を適切に引用している	-	4 / 4
2 都市計画の計画裁量の限界		
● 計画裁量の限界(違法性判断基準)について規範を定立している	6 / 6	-
● 判例(最判平 18.11.2)の規範を書いている ・計画の基礎とされた重要な事実と誤認があること、又は、事実に対する評価が明らかに合理性を欠くことが、都市計画の違法事由となることを指摘している ・判断過程において、他事考慮等により、計画の内容が著しく妥当性を欠いたことが、都市計画の違法事由となることを指摘している	-	0 / 2
3 都市計画法 19 条の都市計画の正当性についてのあてはめ		
● B市内の交通量が増大したという判断が、客観的な情報に基づくものであることを指摘している	-	0 / 2
● B市内の交通量が増大したという判断が明らかに合理性を欠くとはいえないことを指摘している	-	0 / 2
● 本件都市計画の内容が著しく妥当性を欠くものとはいえないことを指摘している ※ 問題文に示されたB駅利用者数、自動車交通量、人口という情報を適宜引用した論証は高く評価する	-	6 / 7
小 計 2	8 / 8	15 / 17
第3 設問3		
1 施策変更と不法行為について		
● 不法行為責任による損害賠償請求の可否が問題となる等の一定の法的構成を示している ※ここでの法的構成としては、①誘致契約説(黙示の誘致契約を認める考え方)、②損失補償説(特別の犠牲が発生しているとする考え方)、③信頼付与行為保護説(信義則違反の違法を認める考え方、国家賠償法1条又は民法709条を根拠とし得る)、④計画担保責任説(自治体に計画担保責任を認める考え方)等が考えられるところ、論理的な矛盾等がなければいずれの法的構成でもよい。	2 / 2	-
● 自らの採用する法的構成からの問題点を示している (例) 信頼付与行為保護説を採り、不法行為の要件のうち、違法性が問題となることを指摘している	-	2 / 2
● 住民自治の観点からの考察をしている(例えば、住民自治の観点から、施策変更が直ちに違法とはならないことを指摘している)	-	3 / 3
● 施策に対する私人の信頼を保護すべき必要性について指摘している	-	2 / 3

● 自らの採用する法的構成における規範を定立している（2点） （例）違法性が認められるための要件についての規範定立。 ※ なお、信頼付与行為保護説を採り、違法性の要件の検討において過失との関係を考えている等の一歩進んだ検討もできている場合には、さらに2点を付与する	2 / 4	-
● 判例（最判昭56.1.27）の規範を指摘できている	-	0 / 3
2 あてはめ		
● B市が施策を変更するに至った経緯 Eが、Sの規模拡大の是非が争点となった市長選で新市長に選出されたという事実と言及している	-	1 / 2
● Cが、DをB市に誘致したうえ、Sの新館設置にも全面的に協力することを言明したという事実と言及して、適切に評価している	-	2 / 3
● DがCの言明を信頼して、Sの新館の開業準備を進めており、新館設置が頓挫すれば多額の損害が生じるという事実と言及して、適切に評価している	-	0 / 3
小 計 3	4 / 6	10 / 19

基礎点合計	21 / 33	-
加点事由合計	-	35 / 67
減点（10点を上限とする） （減点理由） ☐ 文字が乱雑で読みにくい。 ☐ 論理矛盾がある。 ☐ 答案全体のバランスがよくない。 ☐ その他（ ）		0 / 10
合 計	56	100

※ 基礎点は受験生が確実に取らなければならないものであり、この部分で十分な得点ができていない場合は出題者の意図を理解し切れなかったことを意味します。加点事由は、問題文の事情をどれだけ的確に捉えられているかを示すものです。単に問題文に載っている事実をそのまま答案に書いても得点にはならず、その事実を的確に評価しなければなりません。

総評コメント

設問1について

本件は最初に都市計画法の仕組み解釈から都市計画決定に処分性が認められるのか否かを検討することが必要です。その際には53条の効果からは建築制限は生ずるものの一般的・抽象的に過ぎないことを指摘することが必要です。他の部分について展開しすぎると有害記載になると思われるので注意が必要です。20年判決との比較については、81条や91条の法的効果から法的強制力が認められる点まで指摘することで判決との共通性が認められると思います。決定→認可の流れについては、常に後続処分につながるわけではない点を指摘しておかれると良かったです。また、認可処分取消訴訟では事情判決が下される可能性が低いことも都市計画決定での私人の権利救済が図られることがポイントです。

設問2について

都市計画法において行政庁に裁量が認められるか否かについては規範を定立しておられる点が良好でした。裁量の認定については条文を引用評価することが必要です。都市計画を定めた規定が抽象的な基準しか定めていない点を指摘することができると更に良いでしょう。指摘された条文以外にも関連規定はあるので参考答案を確認しておきましょう。裁量統制の規範は通常の規範に加えて都市計画の場面に絡めた検討ができると良いと思います。都市計画については社会的相当性の有無について交通渋滞の緩和を中心にした検討がされており良かったです。他に判断過程の合理性等についても検討しておかれると良かったです。

設問3について

本件は住民自治の原則と私人の信頼保護の利益の対立について明確に指摘して法的構成を示しておられた点が良かったです。あてはめについては市側の誘致行為による信頼形成と政策変更により私人が受ける不利益を指摘しましょう。

頑張ってください。

第1. 設問1

1 本件~~市~~都市計画決定自体を争う抗告訴訟(行政事件訴訟法(以下、略)3条(項))を提起するためには、本件都市計画決定が抗告訴訟の対象であり「処分」(3条2項)に該当しなければならぬ。そこで、本件都市計画決定が「処分」に当たるかが問題となる。

2 まず、都市計画法(以下、「法」)の任組み解釈から、本件都市計画決定の処分性について検討する(資料1. 弁論士Aの第2発言)。

抗告訴訟の目的は、違法な公権力の行使により侵害された国民の権利・義務を救済する点にある。そこで、「処分」(3条2項)とは、国又は公共団体の行為のうち、直接国民の権利義務を形成し、又は範囲を確定する^{結果として}ことが法律上認められているものをいう。具体的には

① 公権力性の有無 ② 相手方の直接具体的な法的地位の変動の有無から判断する。

① 法19条1項の決定は、公権力の主体である「市町村」(法19条1項)が行う。また、法19条1項の決定は、住民の同意などが要件でないため、「市町村」が一方的に「決定する」(法19条1項)。

よって、本件~~市~~都市計画決定(法19条1項)は、公権力性が認められる。

② 法19条1項の「決定をした」とは、その旨を告示し(法20条1項)なければならぬ。しかし、法19条1項・20条1項の告示があっただけでは、国民の権利に制限は生じない。国民の権利に制限が生じるのは、「第62条1項の規定による告示」(法65条1

項)があり、~~た~~場合に、はじめて建築等が制限されるという形で生じる(法65条1項)。「法第62条1項の規定による告示」は、「都道府県知事」が「第59条の認可」「をしたとき」に「告示」しなければならぬ(法62条1項)。

そうだとすると、法19条1項・20条1項の後に行われる法59条1項の「認可」(法59条1項)が~~生じ~~ない限り、国民の権利に制限は生じない(法65条1項)任組みとなっている。

また、土地収用法(以下、「土収法」)の事業認定(土収法20条1項)も、「法59条の規定による認可」(法70条1項)がなければならぬ。法59条の「認可」がなければ、国民の土地が収用(土収法49条の2第1項)されることがない。

以上より、都市計画法の任組み解釈によれば、法19条1項の本件都市計画決定だけでは国民の直接具体的な法的地位の変動は生じない。法59条の「認可」によって国民の直接具体的な法的地位の変動が生じる。

よって、都市計画法の任組み解釈によれば、本件都市計画決定の処分性は否定される。結論から

次に、最高裁判所平成20年~~毎~~月10日判決(以下、「平成20年判決」)が土地区画整理法に基づく土地区画整理事業の事業計画の決定を「処分」に該当すると判断している。平成20年判決の射程が本件にも及ぶのであれば、判例を引用して、本件都市計画決定の処分性を肯定できる。そこで、平成20年判決の射程が本件都市計画決定に及ぶのかが問題となる。

平成20年判決の処分性を肯定した理由は、⑦ 決定・公告により建築行為等を行うことの制限が生じること、⑧ 決定において然に~~取消処分~~処分が行われること、⑨ 換地処分後の^{取消}取消訴訟では事柄判決(31条1項)がなされることにより^{取消}取消訴訟でなされることである(資料1、弁護士Aの第3発言)。^{取消訴訟は、当事者間の争いである}

⑦ 前述の如く、本件都市計画決定後の告示(注20条1項)では、建築行為等を行うことの制限は生じない。注59条1項の「認可」において、注「第62条1項の認可による公示」(注65条1項)がなされたことで、^{いよいよ}、国民の建築行為等に制限が生じる。

よって、平成20年判決⑦の理由は本件都市計画決定には当てはまらない。^{8条や9条の効果も検討しよう}

⑧ 本件都市計画決定(注20条1項)において、当然に事業認定(工収法20条)や土地の収用裁決(工収法47条の2第1項)は生じない。前述の如く、注59条1項の認可により事業認定が^後行われる(注70条1項)、その後の土地の収用裁決が行われる。

よって、平成20年判決⑧の理由は、本件都市計画決定には当てはまらない。⑧は、先府府向に後府府向の選択性の検討です。

⑨ 本件都市計画決定後の認可処分(注59条1項)の段階で、土地の収用裁決(工収法47条の2第1項)はなされない。^{取消訴訟は、当事者間の争いである}

よって、認可処分の取消訴訟は^{いよいよ}事柄判決がなされることによるものである。本件都市計画決定後の認可処分の取消訴訟により^{いよいよ}取消訴訟でなされる。

よって、平成20年判決⑨の理由は、本件都市計画決定には当てはまらない。

てはならない。

したがって、平成20年判例の理由が全て本件都市計画決定には当てはまらないので、判決の射程は本件には及ばない。

4. 以上より、本件都市計画決定は「処分」には当たらない。
第2. 設問2. ^{結論からして}

1. Fは、B市市長の裁量権行使の違法性を主張していると考えられる。そこで、Fの上記主張に反論するため、B市市長に本件都市計画決定の裁量権が認められるかが問題となる。

裁量権は、法令の規定と専門的政策的判断の必要性から、行政官に与えられる権限である。そこで、裁量権の有無は、①法令の規定と②専門的政策的判断の必要性の有無を判断する。^{裁量権の有無は、根拠規定の解釈に依るものである}

① 本件都市計画決定の根拠法規である注19条1項は、「市町村は…^{市町村は…}都市計画を決定するものと規定している。注19条1項は決定の要件を明記していない。よって、注19条1項はB市市長に決定を行うための裁量権を認めている。と肯定される。13条1項は抽象的に規定されていることを示している。

② 加えて、都市計画の決定は都市全体の「健全な発展」と「秩序ある整備を図るため」(注4条1項)に行われる。健全な発展や秩序という利益は、公益性が高く、どの地区に何を整備することが住民にとってよいかという政策的判断が求められる。

よって、政策的判断の必要性から、B市市長に裁量権を肯定する。

3。

以上、①・④より、B市市長に裁量権が認めらる。

2. 次に、B市市長に事件決定の裁量権が認められたとして、B市市長の裁量権限の濫用・濫用は許される(30条)。そこで、B市市長の裁量権行使に濫用・濫用があるか。

裁量権は、社会通念に照準を置いて行使されるべきである。そこで、裁量権濫用・濫用の有無は、まずその行使の合理性を欠くか、又は、事実の評価が不合理か、又は、考慮すべき事項を考慮していないかという判断過程に社会通念に照準を置いて行われるべきかを判断する。裁量の限界の規範として、

周辺の道路の幅を狭くして、事件道路のみでの幅で渋滞が緩和される可能性が^高あり、B市市長の事件道路の幅の幅という評価は不合理である。

さらに、駅前広場の設置のため、駅前の交通が整備され、渋滞緩和に寄与する可能性が^高あり、B市市長の駅前広場の設置という評価は不合理である。

おと、B市市長の判断過程に社会通念に反する事実はない。

3. 以上より、B市市長の裁量権に濫用・濫用はないと、Lは主張するべきである。Lの判断の視点の観点から良好です。

第3. 設問3. 法的構成として

B市市長Eの政策変更で、Dは新館新築という預告を被っている。そこで、Dは、Eの政策変更は「違法」(国家賠償法1条1項)だとして、B市に国家賠償請求をすることが考えらる。

「違法」か否かは、客観的な判断が必要なので、職務行為の客観的な違法性から判断する。住民自治の観点からして

政策変更は、地方自治体の住民の利益を確保するために必要と判断するので、原則として違法とはならない。ただし、政策を信用させようとする行為を行っている場合には、この一般原則の裏反言(民法1条2項参照)の原則から違法となる。政策を信用させた^{具体的には、}おと、①誘致活動の程度、②政策変更の必要性・合理性から、裏反言の原則の適用を判断する。

① 前市長AはCはDに税制を優遇するなどの税制による活動をして、^{代償措置の有無を検討し税制優遇の必要性を要するもの。}

② しかし、変更はB市の人口増加が必要と変更で、またB市の人口増加は数年の間に人口が^約1.5倍になるという急激な増大によるもので、おと、おと、変更は必要と認められる。

以上より、変更は「違法」ではない。Dの請求は認められず。

以上。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

2012 年合格目標 新司法試験 全国公開模試 論文式試験 刑事系科目 第1問 採点シート

受験番号

点数

69

点

答案作成者

添削者名

配点項目	基礎点	加減事由
第1 甲の罪責		
1 V方への侵入行為及び仏像の持ち出し行為について		
● V方への侵入行為及び仏像の持ち出し行為について、住居侵入罪（刑法 § 130 前段）及び窃盗罪（刑法 § 235）の共同正犯（刑法 § 60）が成立することを的確に認定している ※ 乙との共犯関係のところで論じられている場合にも、ここで配点する	1 / 1	-
● 窃盗罪（刑法 § 235）の共同正犯（刑法 § 60）の既遂時期につき、的確に論じられている	-	1 / 1
2 Vに対するナイフによる脅迫行為について		
● Vに対するナイフによる脅迫について、強盗罪（刑法 § 236-I）又は強盗致傷罪（刑法 § 240 前段）の共同正犯（刑法 § 60）成否が問題になることを指摘している	1 / 1	-
● 強盗罪における暴行・脅迫の意義を正確に示している	1 / 1	-
3 W及び乙に生じた致傷結果について（強盗致傷罪の成否）		
(1) 手段性の要否		
● 傷害結果は強盗の手段たる行為から生ずることを要するかどうかにつき、理由を付して検討している	2 / 2	-
● 傷害結果の帰責を問題とすべき適切な行為を特定している（甲のナイフを突きつける行為、甲のVにつかみかかる行為等）	-	1 / 1
● 上記行為に強盗致傷罪を成立させることができるかどうかにつき、適切な理由とともに論じている	-	1 / 2
(2) 因果関係		
● 因果関係の存否に関する判断枠組み（基準、考慮要素等）として適切かつ合理的なものを示している	2 / 2	-

● 本問事案の検討（10 点を上限とする） ※ 事実の意味付け・評価の的確さに応じて配点。単なる事実の羅列には満点を与えない		
・ 起点となる行為（ナイフを突きつける行為、Vにつかみかかる行為等）と結果の関係についての検討 → 人に致傷結果を生じさせる危険性の有無、程度 } (目安 3 点)	-	10 / 上限 10
・ 介入事情についての検討 → 介入事情と結果の関係（乙が傷害を負った直接の原因はVがナイフを投げたためである等の評価） } (目安 3 点)		
・ 起点となる行為と介入事情の関係についての検討 → 起点となる行為が介入事情を誘発したといえるかどうか } (目安 4 点)		
・ その他の適切な事情の提示及び適切な意味付け・評価 (目安各 3 点)		
(3) 乙に生じた傷害結果について		
● 共犯者たる乙に対する強盗致傷罪（刑法 § 240 前段）が成立し得るかどうかにつき、適切な理由とともに論じている	-	0 / 2
● 乙に対する犯罪の成否（成立とする場合には、罪名として適切なもの）を示している	-	1 / 1
4 乙によるVの殺害行為について（共謀の射撃） ※ 他の部分で論じている場合にも、ここで配点する		
● 甲が乙によるVの殺害につき罪責を負うためには、共謀の射撃が及んでいる必要があることを指摘している	-	1 / 1
● 共謀の射撃が認められるかどうかにつき、適切な判断枠組み（基準、考慮要素）を示している	-	1 / 2
● 本問事案についての検討（8 点を上限とする）		
・ 当初の共謀（住居侵入及び強盗）と乙による強盗殺人行為の共通性・関連性 } (目安 2 点)	-	6 / 上限 8
・ 当初の共謀による行為との時間的・場所的関連性 } (目安 1 点)		
・ 乙のV殺害の意図、目的、動機 } (目安 2 点)		
・ 共謀の射撃が及ぶとする場合には、甲の錯誤の有無に言及した上、適切に処理していること } (目安 3 点)		
・ その他適切な事実の提示と意味付け・評価 } (目安各 2 点～3 点)		
小 計 1		7/7 25/31
第2 乙の罪責		
1 スタンガンを押した行為（第1行為）について		
● 強盗殺人罪（刑法 § 240 後段）又は殺人罪（刑法 § 199）の成否が問題となることを指摘している	1 / 1	-
● 刑法 240 条後段に殺意ある場合を含むかどうかにつき、適切な理由とともに結論を示している	0 / 1	-
● 強盗の手段として行われた行為ではないことを意識しつつ、かかる行為に強盗殺人罪が成立するかどうかにつき、適切な理由とともに結論を示している（強盗の機会といえるかどうか、等）	-	0 / 2
● 第1行為の時点で強盗殺人罪又は殺人罪の実行の着手が認められるか否かが問題となることを指摘している	-	1 / 1

● 第1行為の時点で実行の着手が認められるかどうかに関し、適切な判断基準を示している	-	2 / 2
● 本問事案の検討 (8点を上限とする) ※ 事実の意味付け・評価の的確さに応じて配点。単なる事実の羅列には満点を与えない		
・ 第1行為が第2行為の確実かつ容易な実現のために不可欠であること (目安3点)	-	6 / 上限8
・ 第1行為を完了した場合における、第2行為の遂行に当たっての支障の有無の検討 (目安3点)	2	
・ 第1行為と第2行為の時間的・場所的接近性 (目安2点)	2	
・ その他適切な事実の摘示及び意味付け・評価 (目安各2点)		
● 強盗殺人罪又は殺人罪の故意の検討		
・ 第1行為と第2行為の関係を意識した論述がなされている (目安2点)	2 / 3	-
・ 因果関係に関する錯誤につき適切な処理がなされている (目安2点)		
2 森の中での行為 (第2行為) についての犯罪の成否		
● 乙の行為は客観的には死体損壊罪の構成要件 (刑法 § 190) に該当することを指摘している (目安1点)	1 / 2	-
● 乙は強盗殺人罪の故意であることを指摘し、適切な処理がなされている (目安1点)		
3 甲との共犯関係について ※ 他の部分で論じられている場合にも、ここで配点する		
● 甲との共同正犯が成立する範囲につき、適切な認定がなされている	-	2 / 2
小計 2	4 / 7	11 / 15
第3 丙の罪責		
1 本件ナイフを甲らに売却した行為		
(1) 犯罪行為となるかどうかについての検討		
● 丙によるナイフの売却行為は外形的には営業行為の一環であり、中立的性質を有すること等を指摘し、犯罪行為となるかどうかの問題となることを意識した論述がなされている	-	1 / 1
● 価値中立的な助力行為について共犯関係の成立を認めることができるか否かにつき、適切な判断基準を示している	-	2 / 2
● 上記の基準によるべきことについて、的確な根拠を示している	-	0 / 1

● 本問事案の検討 (8点を上限とする) ※ 事実の意味付け・評価の的確さに応じて配点。単なる事実の羅列には満点を与えない		
<客観面> ・ ナイフの犯罪との親和性についての検討 (犯罪に用いられることは例外的なものであること等) (目安2点)	-	6 / 上限8
・ 甲らの会話の内容についての検討 (法益侵害行為の行われる蓋然性・切迫性の有無、程度等) (目安2点)	2	
・ ナイフの売却行為と甲らによる犯行の時間的接近性 (法益侵害行為の行われる蓋然性・切迫性の有無、程度等) (目安2点)	1	
<主観面> ・ 丙が甲らの会話を聞いたこと → 甲らの犯罪の意図、犯罪発生危険の切迫性の認識 (目安1点)	1	
・ 丙がAから甲についての情報を得ていたこと → 甲らの犯罪の意図、犯罪発生危険の切迫性の認識 (目安1点)	1	
<その他> ・ 適切な事実の摘示と意味付け・評価 (目安各2点)		
(2) 丙と甲乙との共犯関係 (5点を上限とする)		
● 片面的共同正犯の可否につき、適切な理由とともに結論を示している (目安2点)	-	2 / 上限5
● 片面的幫助の可否につき、適切な理由とともに結論を示している (目安2点)	2	
● 丙に盗品等関与罪の共同正犯又は幫助犯の成立を認める場合、別途盗品等関与罪の主体になり得るかどうかについての的確な検討がなされている (目安2点)		
※ 他の場所で論じられている場合にも、ここで配点する		
● その他、適切な検討がなされている (目安各2点)		
2 本件仏像を預かり宝石を領得した行為		
(1) 本件仏像を預かった行為について (盗品保管罪 (刑法 § 256-II) の成否)		
● 本件仏像が「盗品」に該当することを指摘している	1 / 1	-
● 丙の行為が「保管」に該当することを指摘している	1 / 1	-
※ 丙に盗品等関与罪の共同正犯又は幫助犯の成立を認める場合における、盗品等関与罪の成否に関する検討についてここで検討している場合にも、上記1(2)で配点する		
(2) 丙が本件仏像の中の宝石を領得した行為について		
● V又は甲らを被害者とする委託物横領罪 (刑法 § 252-I) 若しくは占有離脱物横領罪 (刑法 § 254) の成否が問題となることを指摘している	1 / 1	-
● 丙に成立する罪名の検討		
・ 宝石につき、その占有の所在を意識した的確な論述がなされている	-	0 / 2
・ 委託者である甲が本件仏像中の宝石の存在に気付いていないため、宝石に関する委託信任関係の存否が問題となることを意識した的確な論述がなされている	-	2 / 2
小計 3	3 / 3	13 / 21

第4 罪数の処理・裁量点

(1) 罪数処理

● 甲につき、適切な罪数処理がなされている ex. V方への住居侵入罪のほか、W及び乙に対する犯罪（強盗致傷罪、過失傷害罪等）の成立を認め、かつ、同一の行為により法益侵害結果が生じていると考える場合における、強盗致傷罪をかすがいとする処理 ex. V及びWに対する犯罪（強盗致傷罪、強盗殺人罪等）の成立を認める場合における、住居侵入罪をかすがいとする処理	-	3 / 3
● 乙につき、適切な罪数処理がなされている	-	2 / 2
● 丙につき、適切な罪数処理がなされている	-	1 / 1

(2) 裁量点

● 甲、乙、丙の罪責の検討に当たり、上記各配点項目に関し、特筆すべき論述がなされている	-	0 / 上限 10
● 甲、乙、丙の罪責の検討に当たり、上記各配点項目以外に、特筆すべき論述がなされている		
小 計 4		6 / 16

基礎点合計	14 / 17	-
加点事由合計	-	55 / 83
減点（10点を上限とする） （減点理由） ☐ 文字が乱雑で読みにくい。 ☐ 論理矛盾がある。 ☐ 答案全体のバランスがよいくない。 ☐ その他（ ）		1 - 10
合 計		69 / 100

※ 基礎点は受験生が確実に取らなければならないものであり、この部分で十分な得点ができていない場合は出題者の意図を理解し切れなかったことを意味します。加点事由は、問題文の事情をどれだけの確に捉えられているかを示すものです。単に問題文に載っている事実をそのまま答案に書いても得点にはならず、その事実を的確に評価しなければなりません。

総評コメント

（甲の罪責について）

- ・ Vがナイフを投げた点について、明確に因果関係の問題として論じられている方は、あまりいませんでした。よく気付きました。しかも、十分に検討されていました。

（乙の罪責について）

- ・ Vの死亡につき乙の罪責を検討する場合、スタンガンを当てる行為が強盗の機会に行われている以上、まずは強盗殺人罪の成否を検討すべきように思います。

（丙の罪責について）

- ・ 日常的・中立的行為と幫助犯の成否については、答案上問題意識が出ており、一応の考え方も示されている点で、評価できます。
- ・ 宝石については、甲による仏像の窃取によりVの占有を離れており、かつ、甲の意思に反して丙が占有を移転したのではないから、横領罪又は占有離脱物横領罪の成否を検討すべきでしょう。

（全体について）

- ・ 項目ごとにナンバリングが適切になされています。
- ・ 条文引用が適宜なされており、良好です。条文の文言が「」で括られている点も、読みやすいです。
- ・ 争点を検討するに先立って、具体的事実を摘示し、問題の所在を示そうとする姿勢は良いです。
- ・ 簡にして要を得た論述となっており、相当の実力を感じさせます（添削者が担当した答案の中では最高得点です。）。罪数処理も的確です。この調子で頑張ってください。

第1. 甲の罪責 (刑法は条数のみ示す)

1 甲は窃盗目的というVの管理権者Vの意思に反して侵入し、住居侵入罪 (170条前段) となる。

1 画像の大きさ、重さも指摘されなければ

また、本件画像を自分の靴の中に入れた時点7. 画像入ったVの占有を排除し、

自己の排他占有を認定したといえ、窃盗罪 (235条) が既遂となる。

2 (1) 甲は鉢合わせにVのナイフを近づけて、「金を出せ。」と脅している。刃長15センチの殺傷力高い凶器を、顔面という身体の重要部に近づける行為は、Vの反抗を抑圧するに足る脅迫と、一般に認められ、そのため、強盗 (236条1項) の実行の着手があるといえる。ここで、Vが頭部に反抗を抑圧されたのは問題とならない。「脅迫」の意味の点。

(2) その後、甲はVと鉢合わせとなり、Vの放り投げた本件ナイフにぶつかりWとてが医師の加療を要する程度の傷害を負っている。よって、強盗致傷罪 (240条前段) とする。

Wとての傷害は、甲が強盗の手段たるVの脅迫をしたことにより、Vとナイフの衝突合いになり、生じたものであり、強盗の手段たる脅迫が生じたものといえ、当然に強盗致傷罪の成立の問題となる。

Wとては見ていても大丈夫

しかし、Wとての傷害は、直接にはVがナイフを放り投げた行為により生じたものであり、甲の脅迫行為とW及びこの傷害結果との因果関係は否定されるのではない。

(3) 因果関係が犯罪成立要件として要求されれば、行為者に結果発生を帰せしめることが社会通念上妥当であるといえる必要があるからである。そのため、因果関係が認められるのは、当該行為自体の危険が結果として顕現化したといえる場合である。この判断に際しては、①実行行為の危険性の大小、②介入事情の結果との寄与度、③介入事情の異常性の大小を考慮する。判断基準の点。

本件7. は、② Wとての傷害は直接的には介入事情たるVのナイフ放り投げ

が生じており、介入事情の結果1の寄与は著しく大きい。しかし、③ Vがナイフ放り投げたに至るのは、もとは甲がVを本件ナイフで脅迫し、Vがこれによる生命の危険を排除しようとして甲と鉢合わせになり生じたものといえる。つまり、Vの行為は、甲がVをナイフで脅迫した行為が、その後甲がナイフを奪い返そうとVに激しくつかみかかると行為と相まって、これに誘発されて生じたものといえる。そのため、Vがナイフを奪い返そうとして放り投げたことも、自然な行為といえ、異常性は高くはない。このような事情を踏まえると、① Vのナイフ放り投げたを誘発し、甲の脅迫行為自体が、Wとての傷害を招いた危険性の高い行為といえる、いさ甲。

よって、Wとての傷害の結果は、甲の脅迫行為の危険から顕現化したものといえ、因果関係が認められる。共犯者に対する関係でも、強盗罪が成立するから、これに検討しよう

(4) 以上から、甲にはWとてに及ぼす2箇の強盗致傷罪が成立する。

3 (1) 前述の通り、以上の行為は、事前にこと意思の連絡あるものとして、共同正犯 (60条) とする。少なくとも住居侵入については、実行共同正犯はあり得るか？

(2) 一方、てがVをスタンガンで殺害した行為につき、甲は共同正犯として帰せられ、何罪の共同正犯が問題としてみよう

事前の計画にない、本件スタンガンはてがが独自に持ち出したものであり、甲はこのことを知らなかった。また、V殺害は、その強盗継続の結果として生じたものではなく、てがVの放り投げたナイフが刺さることで、てがが当初の計画とは異なる方向に進み、Vの殺害を生じた行為に及んだものである。よって、当初の共同の射程外である。さらに、果ては「逃げよう」と言いつててがを殺害する際に現場を確保しており、当然にてもそのままついでと考えるとしても、新しい共同形成もない。よって、甲はてがの殺害につき帰せられない。この時点では既に死んでいる、これはあり得るか？

(3) さらに、てがVを金属バットで殴った行為は、強盗の手段たる殺害の手段

1999年、2012年、成立53か。甲はこれにより共謀共同正犯として19条と27条の^{何罪か問題}が問題となる。

甲はこれよりV殺害の計画を断られていたものの、これに明確な同意をしていない。

したがって甲は、Vを乗せた自動車に同乗して人気がない森の中へ向かっているものの、これは専ら逃げるために同乗したものであり、自身が車を運転してVを乗せていることが、

甲はこの計画には同意しておらず、黙示の意思の連絡はない。したがって、何らVを保護することなく、その場を立ち去ったとして、新たな共謀が成立しているとはいえず、甲は帰せられない。

4 以上から、甲は①V宅への住居侵入、②事件画像の窃盗、③2回の強盗致傷罪、④が成立する。⑤は①に吸収され、⑥のことで①が目的と手段の両係にあるため、準強盗(54条13後段)として処理される。そして、何がい現象により、全体として一罪となる。的確な罪数処理です。

第2. この罪数

1 上記の甲の罪数①及び②については、事前共謀の連絡あり、共謀共同正犯(60条)となる。一方、③については、この傷害については、自身の法益であるため、これに、これに法益侵害はない。よって、この強盗致傷罪の罪に帰せられず。問題の所OK

2 (1) これはVをスタンガンで殺害しており、殺人罪(199条)となる。これはVを人質にしない所まで撃ち殺そうとしており、スタンガンを持って去る行為は、この前侵入するものではないことが、実行の着手(199条)と殺害が認められる問題となる。

(2) 殺人の実行の着手は、死の現実的危険があるといえるは認められる。そして、実行行為者が、その後の行為により殺害を意思した場合も、第1行為と第2行為が一連一体の行為といえれば、第1行為の時点で実行の着手が認められる。一連一体の行為といえるのは、睡内所場所の接近性、犯意の継続性、第1行為から第2行為へ至る時間の短さなどを考慮して判断する。判断基準OK。

本件では、スタンガンで殺害した^{第1}行為と^{第2}行為とを区別して第2行為とは、約800程度の距離しかなく、車72キロメートル速人ス森の中へ場所的にも近い。第1行為と第2行為は、これは一貫してVを殺害する意図をもっている。よって、この計画を遂行する途中、何らの外部的事象もなく、第1行為でVが死にいたれば、これは問題なく第2行為は、Vを殺害しただけといえる。あてはまる。

よって、改造で出力が強大したスタンガンを首筋という身体の重要部に押し当てた行為は、それ自体Vの死の結果発生する現実的危険があるといえることを踏まえても、第1行為と第2行為は一連一体の行為といえ、スタンガンを押し当てた時点で殺人の実行の着手が認められる。実行の着手OK。

(3) この場合、第1行為の時点からこのV殺害の犯意が生じているといえ、殺害の既遂が認められる。因果関係の錯誤についてもこれに解決される。

(4) また、第2行為については、一般人を基準として、この認識(Vが生きている)を基準にして、一般人としてVの死の現実的危険を感ぜるものとして、不能犯でなく殺人未遂となるように認められる。しかし、第1行為と併せて、一つの殺人罪となる。

また、Vを移動した行為は、死体遺棄罪は成立しない。故意がないというところでしょうか。

3 以上から、これは①と②に加え、③1回の強盗致傷罪、④Vの殺人罪が成立する。①②④の処理は甲の場合と同様であり、①と②は準強盗となる。結果、何が現象により、④と⑤を一罪として処理される。的確です。

第3. 刑の裁量

(1) ナイフを中から取り出し、行為が強盗致傷罪の幫助(62条13)となるが、本件のような日常の行為は一般の幫助といえるほどのものでない。しかし、幫助者が正犯の共犯行為を積極的に支援しているため、明確に認識して上り、強行の行為といえるは、幫助力(62条13)として^{罪状}認定される。

事件7は、所在中の会話が内容を明瞭に説明しており、これを遂行した
ことを認めていた。また、その店では、過去に事件からナイフを犯す者
が現れないように手配がとられており、中には奥座敷を拒む義務があるとい
う以上、「手配」とある。

(2) 証拠は、証拠を提出して結果を意図して起すことが可能である。お7、事件の
より片面的な証拠である。

2 (1) 盗取罪、横領罪となるが、窃盗罪となる。問題提起OK。

一般に封印物でも、中身が委託者から盗取されていくのは、中身の取り出し
ても横領罪となる。しかし、事件のような盗取ではなく、窃盗罪となる。なぜなら、
中身の盗取ではなく、横領罪により取り込まれ、委託者は何らかの中身の盗
じがないからである。甲の意思に反して所有移転があったか？

お7、その窃盗罪となる。

3 以上から、その④ 窃盗致傷の証拠、⑦ 窃盗罪、⑧ 盗品保管罪 (256
号223) となり、それら及び併合罪 (45号) となる。

以上
この行為に成立したか

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

2012 年合格目標 新司法試験 全国公開模試 論文式試験 刑事系科目 第2問 採点シート

受験番号

点数

53 点

答案作成者

添削者名

配点項目	基礎点	加點事由
第1 設問1 (40 点)		
1. 捜査①		
● 本件エックス線検査が強制処分に当たるかどうか問題となることを指摘している	1 / 1	-
● 強制処分と任意捜査の区別基準 (=強制処分の意義) を示している	1 / 1	-
● 本件エックス線検査が強制処分に当たるかどうかについての検討		
(1) エックス線検査の性質についての検討		
● エックス線検査は荷物の内容物の形状や材質等をうかがい知ることができるものであることを指摘して、プライバシー侵害の程度を検討している (目安2点)	-	0 / 上限4
● エックス線検査は、内容物によっては、その品目等を相当程度具体的に特定することが可能であることを指摘して、プライバシー侵害の程度を検討している (目安2点)		
● その他適切な検討がなされている (目安各1点)		
● エックス線検査が検証としての性質を有することを指摘している	0 / 1	-
(2) 宅配便の営業所長及び乙 (荷送人) の同意を得ている点についての検討		
● 営業所長及び乙の同意を得たことにより、エックス線検査を任意捜査として行うことができないかが問題となる旨を指摘している	-	1 / 2
● 営業所長が、荷物の内容物に関する甲 (荷受人) や乙 (荷送人) のプライバシーにつき処分権限を有するかどうか等、営業所長の同意がもたらす影響につき、適切な検討がなされている	-	0 / 3
● 乙 (荷送人) が荷物の内容物に関する甲 (荷受人) のプライバシーにつき処分権限を有するかどうか等、乙 (荷送人) の同意がもたらす影響につき、適切な検討がなされている ※ 任意捜査にあたるとして、任意捜査の限界についての検討を行っている場合にも、ここで配点する (さらに、特筆すべき論述があれば、裁量点のところで配点する)	-	5 / 6

2. 捜査②			
(1) エックス線検査及び下剤の投与について			
● 捜査②の甲の身体に対するエックス線検査の性質についての検討			
<検証・鑑定との共通性>			
・エックス線検査は五官の作用で強制的に感知するという検証の性質を有すること (目安2点)			- 6 / 上限7
・エックス線検査及び下剤の投与は身体への侵襲を伴い、医師等の専門家に行わせる必要があること (目安2点)			
・その他適切な事実の摘示と評価 (目安各1点)			
<捜索・差押えとしての性質>			
・捜査②のエックス線検査等は、証拠物と思料される嚥下物の発見及び取得(捜索・差押え)を目的として行われること (目安2点)			- 1 / 1
・医師等の専門家による補助は、その学識経験に基づく報告を証拠化するために必要とされるのではなく、物の発見・取得のために必要とされること (目安2点)			
・その他適切な事実の摘示と評価 (目安各1点)			
● 上記検討を踏まえ、捜査②を行うために必要とされる合理的な令状の種類を明示している			
● 捜査②のエックス線検査及び下剤の投与についての適法性の検討			
※ 以下のA又はBのいずれか一方において配点する			
A	条件付捜索差押許可状によつてなし得るとする見解		
	● 本問の捜査②につき、【資料1】の令状により適法になし得る旨の結論を示している	-	2 / 2
	それ以外の令状によるべきであるとする見解		
	※病院への連行の可否のところで論じている場合にも、ここで配点する		
	● 本問の捜査②が適法となるのかどうかにつき、以下の観点から適切な検討を行い、それに対応した結論を明示している		
B	・令状の種類及び形式が異なること (目安1点)		- 3 / 上限2
	・令状の発付につき司法審査を受けていること (目安1点)		
	・医師による適切な方法によりエックス線検査及び下剤の投与がなされていること (目安1点)		
	・その他の適切な事情 (目安各1点)		
(2) 病院への連行について			
● 実質的な逮捕の性質を有することを指摘している		0 / 1	-
● 【資料1】の令状により適法になし得るかどうかにつき、以下の点を踏まえて、適切な根拠とともに結論を示している			
・エックス線検査及び下剤の投与を行うためには、通常、病院まで赴く必要があることの指摘 (目安2点)			- 3 / 上限3
・令状の発付にあたり、令状を発付する裁判官が連行の可否まで含めた審査を行ったといえるかどうかという観点からの検討 (目安1点)			
・その他の適切な事情の検討(特に、エックス線検査等を行うために必要な令状の種類につき、上記Bの見解を採った場合(目安各1点)			

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

3 捜査③		
● エックス線検査及び下剤の投与行為の性質についての検討(捜査①及び捜査②における検討)を踏まえ、場所に対する令状で人の身体に対する捜索・差押えを行うことはできないことを指摘している	-	2 / 2
● 乙の現行犯逮捕に伴う捜索・差押え又は検証(刑事訴訟法 § 220-I ②)として行うことができないかという問題意識が示されている	1 / 1	-
● 刑事訴訟法 220 条 1 項 2 号として適法に行うことができるかどうかについての検討 ※ 以下の観点から、適切な検討がなされている		
・ 逮捕に伴う捜索・差押え及び検証(刑事訴訟法 § 220)は、人の身体に対する捜索及び身体検査を除外していないこと(同法 § 222 参照)(目安 2 点)	-	4 / 上限 5
・ 逮捕に伴う捜索・差押え、検証は、その性質上、事前の司法審査により条件を付すこと(刑事訴訟法 § 218-V 参照)ができないこと(同法 § 222 による準用なし)(目安 2 点)		
・ 捜査②で論じた捜査の性質を踏まえつつ、これと論理的に整合した論述がなされている(目安 2 点)		
・ 本問では条件付捜索差押え許可状を得る暇がないわけではないこと(目安 1 点)		
・ その他の適切な検討(目安各 2 点)		
小 計 1		4 / 6 23 / 34

第2 設問2 (60 点)		
1 伝聞法則		
(1) 証拠①、証拠②共通		
● 伝聞法則(刑事訴訟法 § 320)の趣旨を示している	1 / 1	-
● 伝聞証拠の意義を示している	1 / 1	-
(2) 証拠①について		
ア 要証事実の検討		
● 検察官の主張する立証趣旨は「乙B間における覚せい剤の取引価格」であることを指摘している	1 / 1	-
● 乙が営利目的を否認している本問においては、乙B間の取引価格の立証に意味があることを指摘している	0 / 1	-
● 検察官の立証趣旨を踏まえ、適切な要証事実を設定している(ex. Bの本件メモ作成時点における覚せい剤の代金が30万円であることの認識、Bが覚せい剤の代金30万円を支払い済みである事実等) ※ 合理的な説明がなされていない場合には、満点を与えない	-	3 / 3
イ 伝聞／非伝聞の区別		
※ A又はBのいずれか一方で配点		
要証事実を「Bの本件メモ作成時点(現在)における、覚せい剤の代金30万円の支払い義務を有することの認識」等、Bの認識内容と捉える場合		
A ● Bの供述には知覚・記憶の過程が含まれていないことを指摘している	-	2 / 2
● 上記の点を踏まえ、Bの供述が非伝聞であることを示している	-	1 / 1

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

要証事実を「B が覚せい剤の代金 30 万円を支払い済みである事実」等、B の体験を含むものとして捉える場合		
● B の供述が伝聞証拠に当たる旨を指摘した上、刑事訴訟法 321 条 1 項 3 号による伝聞例外の要件を検討している		
B	供述不能 (B の死亡) 必要不可欠性 (乙B 間における覚せい剤取引(売却価格)に関する証拠は、証拠①、証拠②及び本件ビニール袋以外に存在しないこと) 絶対的特信情况 (覚せい剤という法禁物とともにビニール袋の中に入れた上、金庫の中に保管されていたこと等)	- / 上限 3
(3) 証拠②について		
● 甲及び乙の供述の伝聞証拠性が問題となることを指摘している	1 / 1	-
ア 要証事実の検討		
● 検察官の主張する立証趣旨は「乙による覚せい剤の入手予定日に関する供述の存在と内容」であることを指摘している	1 / 1	-
● 検察官は、乙による「5 月 25 日に入手することになっている」旨の発言が本件ビニール袋の記載と一致することを状況証拠として、本件ビニール袋中の覚せい剤が乙のものであることを立証するものと考えられることを指摘している ※ 同趣旨の適切な記述がなされていれば配点する	-	0 / 3
● 要証事実を、上記乙の発言が存在する事実である旨を認定している	-	1 / 1
イ 伝聞／非伝聞の区別		
● 要証事実との関係で、乙の供述は非伝聞であることを指摘している	-	1 / 1
● 要証事実との関係で、乙の供述を聞いた旨の甲の供述は伝聞証拠に当たるとを指摘している	-	1 / 1
ウ 伝聞例外(甲の供述に関する刑事訴訟法 321 条 1 項 3 号の要件の検討)		
● 供述不能		
・ 甲は意識不明の重体であり、意識を回復する見込みも低いことを指摘し、「供述不能」に当たるとを認定している	1 / 1	-
● 必要不可欠性		
・ 乙と本件覚せい剤を結び付ける証拠は、証拠①と本件覚せい剤及び本件ビニール袋以外には存在しないことを指摘している(特に乙による売却価格について)	0 / 1	-

<TAC>無所複写・複製を禁じます。

● 絶対的特信情况 ※ 以下の事情等を適切に評価し、意味付けている <肯定方向の事情> - 甲の供述は本件ビニール袋の特徴やS宅配便による荷物の配達状況等の客観的事実に符合していること (目安1点) - 甲の供述は、Bの鑑定に係る尿の鑑定書という客観性を有する証拠を示されたことを契機としてなされていること (※) (目安1点) - その他の適切な事情の摘示と評価 (目安各1点) <否定方向の事情> - 本件取調べの行われた時間帯、食事を摂らずに継続されたこと、暴力的言動の存在等、甲の取調べ状況に関する事情 (目安2点) - 上記の (※) につき、捜査官による取り調べの影響を受ける頁面調書と日記等の違いについての分析 (目安2点) - その他の適切な事情の摘示と評価 (目安各1点)									上限6
● 甲の供述の任意性との関係で、刑事訴訟法 325 条の適用について検討している場合には、(4)の裁量点のところで配点する									
2 違法収集証拠排除法則									
(1) Bの尿に係る鑑定書の証拠能力 (証拠①、証拠②共通)									
ア 先行するB逮捕の違法性の認定									
※ 以下の事情を検討した上、本問におけるBの逮捕が違法であることを認定している									
● Bの身柄拘束手続は強制処分としての逮捕に当たすることを認定している (目安1点) ● Bに対する令状の呈示 (刑事訴訟法 § 201-I) がなされていないことを指摘している (目安1点) ● 緊急執行 (同 § 201-II, 73Ⅲ) の手続がなされていないことを指摘している (目安1点)									上限2
イ 違法収集証拠排除法則									
● 違法収集証拠の証拠能力が否定される場合について、判例の理解を踏まえた基準が示されている ● 上記基準によるべき根拠につき、真実発見の要請 (刑事訴訟法 § 1) と適性手続の保障 (憲法 § 31, 35 等) の観点からの検討がなされている					/ / 1	-			
					/ / 1	-			

<TAC>無所複写・複製を禁じます。

● 先行する逮捕の違法性の程度についての検討 ※ 以下の事情等を適切に評価・検討し、本問逮捕の違法性の程度につき適切な評価を示している					
<違法の重大性を肯定する方向の事情> - 逮捕状自体の発付はなされていたこと (目安1点) - 緊急執行の手続を履践し得る状況にあったこと (目安1点) - その他の適切な事情の摘示と評価 (目安各1点) <違法の重大性を否定する方向の事情> - 逮捕状の事前呈示が要求される趣旨 (目安1点) - 緊急執行の手続を履践するのは容易であるにもかかわらず、Qがこれを怠ったこと (目安1点) - Qが、逮捕状及び捜査報告書に虚偽の記載をしていること (目安2点) - その他の適切な事情の摘示と評価 (目安各1点)					3 / 上限4
ウ Bの尿に係る鑑定書の違法収集証拠該当性					
● 先行する逮捕の違法性が採尿手続に承継されるかどうかに関し、適切な基準を示している		-	0 / 1		
● 先行する逮捕の違法性が採尿手続に承継されるかどうかにつき、以下の観点から適切な検討がなされている					
<関連性肯定方向の事情> - 採尿行為は、逮捕の当日、逮捕に引き続き行われていること (目安2点) - その他の適切な事情の摘示と評価 (目安各1点) <関連性否定方向の事情> - 採尿行為は適法に行われていること (目安1点) - 逮捕行為は傷害罪の捜査を目的とするものであるに対し、採尿手続は覚せい剤取締法違反の捜査を目的とするものであること (目安2点) - その他の適切な事情の摘示と評価 (目安各1点)					1 / 上限3
エ 「毒樹の果実」					
● Bの尿に係る鑑定書が違法収集証拠に当たる場合、証拠①及び証拠②が「毒樹の果実」に当たり得ることを指摘している		1 / 1	-		
● 「毒樹の果実」がどのような場合に証拠排除され得るのかにつき、適切な基準を示している (ex. 密接関連性の有無等)		-	1 / 1		

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

(2) 証拠①が「毒樹の果実」として証拠排除されるかどうかについての検討		
● 証拠①は捜査差押許可状の発付を受けて行われていることを指摘している	-	0 / 1
● 捜査差押許可状の発付を受けたことにより違法収集証拠との関連性が希釈化されるかどうかにつき、以下の観点から、適切な検討がなされている		
<希釈化を肯定する方向の事情>		
・ 裁判官による司法審査を経ていること (目安 2 点)	-	6 / 上限 4
・ その他の適切な事情の摘示と評価 (目安各 1 点)		
<希釈化を否定する方向の事情>		
・ 疎明資料は、先行する捜査の適法性を判断するために提出されるものではないこと (目安 2 点)	-	6 / 上限 4
・ 本問においては、B の尿に係る鑑定書が唯一の疎明資料となっていること (目安 2 点)		
・ その他の適切な事情の摘示と評価 (目安各 1 点)		
(3) 証拠②が「毒樹の果実」として証拠排除されるかどうかについての検討		
● 証拠②における甲の供述が「毒樹の果実」として証拠排除されるかどうかにつき、以下の事実等を摘示し、適切な評価・検討がなされている		
<「毒樹の果実」該当性を肯定する方向の事情>		
・ 甲の供述は、B の尿に係る鑑定書を示したことを契機として行われていること (目安 1 点)	-	0 / 上限 5
・ 同鑑定書を示してなされた取調べの状況 (同鑑定書と甲の供述の関連性に結び付けて意味付け・評価されている場合にのみ配点する) (目安 2 点)		
・ その他の適切な事情の摘示と評価 (目安各 1 点)		
<「毒樹の果実」該当性を否定する方向の事情>		
・ 一般に、供述は供述者の意思決定という過程を介するものであること (目安 2 点)	-	0 / 上限 5
・ B の尿の鑑定書は、甲の犯罪 (覚せい剤営利目的所持) との関係において決定的な意味を持つ証拠ではないこと (目安 2 点)		
・ その他の適切な事情の摘示と評価 (目安各 1 点)		
(4) その他 (裁量点)		
● 証拠①及び証拠②の証拠能力が否定されると判断した場合、以下の事項につき適切な検討がなされている		
・ 違法収集証拠の申立 (主張) 適格が問題となることを指摘している (目安 1 点)	-	0 / 上限 10
・ 証拠①及び②に関し、乙に違法収集証拠の申立 (主張) 適格が認められるかどうかにつき、適切な根拠とともに結論が示されている (目安 2 点)		
● 証拠②における甲の供述の任意性に関し、刑事訴訟法 325 条の適用について適切な検討がなされている (目安 2 点)		
● 上記各項目において、特筆すべき論述がなされている	-	0 / 上限 10
● 上記各項目以外つき、特筆すべき論述がなされている		
小 計 2		
9/11 17/49		

<TAC>無断複写・複製を禁じます。

基礎点合計	13 / 17	-
加点事由合計	-	20 / 83
減点 (10点を上限とする) (減点理由) ☐ 文字が乱雑で読みにくい。 ☐ 論理矛盾がある。 ☐ 答案全体のバランスがよいくない。 ☐ その他 ()	- / - 10	
合 計	53	100

※ 基礎点は受験生が確実に取らなければならないものであり、この部分で十分な得点ができていない場合は出題者の意図を理解し切らなかったことを意味します。加点事由は、問題文の事情をどれだけの確に捉えられているかを示すものです。単に問題文に載っている事実をそのまま答案に書いても得点にはならず、その事実を的確に評価しなければなりません。

総評コメント

1 設問1について

捜査①

甲の同意がないことについて、自分なりの考えを示していた点は良かったと思います。

本件エックス線検査の性質について具体的に検討できると更に良かったです。具体的には、問題文に「～エックス線検査の画像には、荷物に入れられた人形のほか、それを保護するための緩衝材が写った～」などの事情が記載されていますので、このような事情を適示できると更に点数が伸びたと思います。

捜査②

捜査②を行うために必要とされる令状の種類について、検証・鑑定との共通性及び捜索・差押えとしての性質の両面について触れながら、的確な検討ができていました。

甲を病院まで連行した行為について検討している箇所では、問題の所在を端的に示せば更に点数が伸びたと思います。

捜査③

場所に対する令状で人の捜索を行うことができないこと及び現行犯逮捕に伴う捜索差押の可否についての的確な記述がなされていると感じました。

2 設問2について

証拠①(a)

本問において、検察官の立証趣旨である「乙B間における覚せい剤の取引価格」を前提とする要証事実とは、(ア) Bがメモ作成時点において、2グラムの覚せい剤につき代金が30万円であることを認識していた事実(Bの現在の精神状態)又は(イ) Bが乙に対し、2グラムの覚せい剤の代金として30万円を支払った事実(Bの過去の体験)のいずれかになります。 様の答えは、この点についての正確な記述がなされており、伝聞法則に対する正確な理解が伝わってきました。

証拠①(b)

どの手続の違法性を検討しているのか、どの証拠の証拠能力について検討しているのかについて少しわかりにくい記述になってしまっていると感じました。検討事項ごとに見出しを立てる(ア 逮捕の適法性、イ 鑑定書の証拠能力、ウ 証

拠①の証拠能力…)などすればわかり易い記述になると思います。

鑑定書と証拠①との間に関連性があるかという問題提起をされているが、この点についての検討がなかったのが残念でした。鑑定書と証拠①の関連性(鑑定書が唯一の疎明資料となって捜索差押許可状が発付されていること)についても記述できると更に点数が伸びたと思います。

また、判例は同様の事案で、違法の重大性を肯定しています。本問でも、捜査官が虚偽の記載をするなどしている事情があることから、令状主義を潜脱する意図がうかがわれるのではないかという問題意識をもって検討する必要があります。

証拠②(a)

伝聞法則を正確に理解されていると感じました。321条1項3号の各要件のあてはめについては、もう少し問題文の事情を正確に適示できると良かったです。

証拠②(b)

本問では違法収集証拠排除法則が問題になっていますから、自白法則(任意性説)の検討は不要であると思います。問われていることをしっかりと把握し、確実に得点できるようにして下さい。

第1 設問1

1. 捜査①

(1) まず、本件捜査①の^{ok}強制処分を検討する。強制処分を行う場合には、
令状が必要であるが、何らかの令状を交付を受けていない。本件捜査①は
行うことができない。(刑)事件訴訟法(以下法令省略)197条(以下E.L.書)上の
問題となる。そこで、強制処分とは、^{ok}相手方の意思を制圧し、身体財産
に重大な権利利益を侵害する行為である。

本件では、甲が乙の荷物の中身をエックス線検査してよいかどうか、P.18乙
に尋ねている。この荷物の中身は、甲が乙の荷物であるから甲の承諾があれば、
乙のエックス線検査はできる。しかし、この荷物に差出人である甲の承諾
が「乙」であることは事前に判明していることからすると、荷物の差出人の承諾
さえあれば、中身を検査することも許されるというべきである。なぜなら荷物が荷
受人に届くまでには差出人の所有物ということができるからである。したがって、
本件荷物差出人の承諾がある以上、意思を制^{ok}圧する行為とはいえないから、本件捜
査①は、強制処分ではなく、任意処分である。
甲の同意がある限りにおいて、各々自分の
考えを示している。

(2) もっとも任意処分であっても、対象者の何らかの権利に不当な制約を課せ
られているから、無制限に認められてはならない。そこで、必要性、緊急性を考慮して
具体的な状況の下で^{ok}相当に認めらるる処分に限る。不適法な捜査とすると
解すべきである。

本件では、甲が宅配便により宅配料を払い、甲宅に不審な荷物が送達
回付されたというところから判明している。そうすると、宅配料を払い、甲宅に
送達された荷物の前に乙を見つ、知ることが必要である。また、既に荷物が必要
とされているから、緊急性も高い。一方、エックス線検査で中身を相当程

度具体的に把握される可能性がある(と)点で、乙のプライバシーの利益を制
約することは過度である。したがって、乙に対して事情を説明し、承諾を得て
いるという前提からすると、乙の利益侵害と相当に釣り合う相当の手段で乙の身体に
入っている。したがって、本件捜査①は任意処分として適法である。

2. 捜査②

(1) まず、下剤を用いてビニール袋を甲から排出させた点と検察官の乙の
捜査は、甲が白色粉末を入れたビニール袋を^{good}甲の身体から排出することとし、
差し押さえることと目的と手段であり、性質としては、捜査に該当する。そして、
ビニール袋の白色粉末は、甲の身体に生成物ではないので、捜査差押令状の許
可なく捜査が可能である。もっとも、下剤を用いるという方法は、^{good}身体に付いて強
制的に影響を与えるものであるから、危険性が高い。そこで、許すための^{good}要件は、
医師が、^{good}医学的に相当と認められる方法により行われること(と)条件が
付されることを要求されると解する。本件では、^{good}各々条件が付けられた令状
が交付されているから、当該令状の執行として、^{good}併せて下剤を用いた捜査は適
法とされる。

<sup>△ 実質的な逮捕行為にあたることを明示すべきは
必要としない</sup>
(2) ^{good}まず乙の前庭に上った甲を病院まで連行した行為についてみる。

本件捜査②の令状は、医師として相当の方法で行うという条件が付けられている。乙が
乙、乙が乙の方法で行うことではない。状況においては、病院まで連行した後
に捜査を行うことが、許可状交付の段階で想定されているはずである。た
か、本件許可状の付随的効力として、甲が強制時に付近の病院
まで連行することは許される。適法である。

(3) また、甲のエックス線検査を行う行為については、甲体内の捜査を
医師が^{good}確認を行うために必要不可欠な行為である。そうすると、エックス

課検査自体は、捜索行為ではないが、~~要~~ 捜索状、執行の為に
必要となる(222条1項、11条1項)といわれる。

(4) 以上より、事件捜査③は、全七法律に根拠の「電子捜査」でなく「適当な」電子捜査である。

(1) 事件は、乙が乙の所有権を侵害する許可状を得たことによる。② 場所
に於ける合意で人の平穏な権利行使に妨げない。 good

(4) ②で、2名現行犯で逮捕したことに伴う逮捕の現場での捜査
索差押えとして適法に押さへたとあるが、この場合、証拠の存在が
蓋然性のある場所に対しては一律に忌避しなくてはならない結果を発生させ
ることがない。人の身体、捜査も可能であるが、本事件では、この所探品の有
る可能性、高い。事件ビニール袋とDの取り上げ、体内に隠している。これに
 ついて、現行犯の捜査に関係する証拠が、この体内に存在する可能性は高く、捜
索の対象と見らる。

(3) もっとも、~~大々~~ 大々開網・下制を用いた探索方法という方法も、身体への危険性が高く、金銭と労力コストの増大には条件が与えられ、下制・下制による探索の種類も多
である。したがって、知覚・下制条件が与えられ、下制を用いた探索は
違法である。なお、手段事件は、相違方法で行われていることと、その違法
性は軽微である。

第2 設問乙

1. 证明① (a)

(1) 对于依關証據に孩童可之場合は、依關例外に依てS答、限以証
據能力可否定せらる(320条1項)。依關証據とは、公判証外証據
(証証外証據)、之に表現せられたもの、実定の存在を推定せらる

1 には用いられる証拠のことである。伝聞証拠は、知覚・記憶・表現の各過程
2 を通じて証拠化されたため、各過程に再誤りが入りやすいことから、特に信
3 用性における場合に限り、証拠能力が肯定された（伝聞例外）ものと（7.5.1の定義
4 4.1）伝聞証拠に準該当可能なものは、要証事実との関係で相対的に
5 減ぜられる。

(2) これを事件についてみる。まず、再審証書は原則として検察官の主張が
公平立証趣旨に拘束されると云う。事件では「2日間」にわたり寛政、劇
 の取り扱って、外審証書である。これ、事件証拠に「記載」した
 「30万」という記載とわりの事実が存在すると立証するものである。したが
 って、事件証拠は伝聞証拠である。

(3) 次に「人間の非」を述べたところから、これは $\beta_1 = \beta_2$ であり、 β が τ で記載されたもの
と与えられるので、 β は τ の条件を満たす必要がある。 good
これは β が τ のとき、 β は τ の条件を満たす必要がある。 β が τ のとき、 β は τ の条件を満たす必要がある。
万が一 β が τ のとき、 β は τ の条件を満たす必要がある。 β が τ のとき、 β は τ の条件を満たす必要がある。
である。この精神医学の推定は、 β が τ のとき、 β は τ の条件を満たす必要がある。 β が τ のとき、 β は τ の条件を満たす必要がある。
かつ β は τ のとき、 β は τ の条件を満たす必要がある。 β が τ のとき、 β は τ の条件を満たす必要がある。
したがって、 β は τ の条件を満たす必要がある。 β が τ のとき、 β は τ の条件を満たす必要がある。

2. 既知① (b) → この問題提起に対応した結論が示されているんです。

(1) 5月、Bの存在を違法に探知されたことが分かった。Bは5月17日、事件逮捕機に発見されたが、直ちにBを逮捕した時点では、事件逮捕機を携帯、提示してはいない。そこで、^①合法発見と主張した。また、^②5月12日、警察官Aは、^③事件逮捕機について、72条3項に反して違法に探知

5 取扱い可能。又、合致の呈示が法で要求されているのは、事前に呈示すること、
6 逮捕の公正な正当な担保がともに、手続上の抵抗を防止し、手続清
7 正な逮捕を行うためである。言うが、この趣旨が棄却されているならば、
8 許容する法は許容してよいといえる。

9 事件は、Bの供述を認め(てお)、現時点で直ちに逮捕を行う
10 必要があった。するとすでに抵抗している被疑者に対して、合致の呈示は
11 必要とせず、手続上の抵抗を防止し、手続清正な逮捕の点からは必要である。また、手続上の
12 もしくは公正に発付された(公正である。以上より)、この逮捕は、合致する、
13 (この趣旨は)棄却である。△被疑者の要旨及び逮捕状が合致するといふ
14 点を争ったという点には、違憲(2015 73頁)
15 2はありはるか

16 (2) したがって、Bの事件逮捕には、逮捕状を呈示し、自ら記述した
17 1) 違法性はある。言うが、このようにして逮捕された逮捕は
18 違法であるから、その後の捜査も、任意性による違法性を承継する。

19 (3) 第二、Bの供述に重大な違法性(以下、事件鑑定書、いう。)と証拠の
20 2) 間に関連性も認められ、違法性の逮捕状を排除し、証拠の
21 義を排除するに重大な違法性がある場合、これを証拠として採用することが相
22 当でない場合に、当該証拠の証拠能力を否定するものである。

23 事件で、違法性は、手続上の軽微なものであり、重要には合致主
24 義の趣旨に反しない。したがって、事件証拠には重大な違法性が
25 ないため、排除されないのである。

26 (4) よって、証拠能力は肯定される。△鑑定書と証拠の間に
27 関連性があるからか
28 1) についてある述べていない

29 3) 事件証拠(2) (a)
30 (1) 伝聞証拠に該当するかどうか。証拠趣旨は、これら供述の存在
31 と内容であるから、~~また~~また、これら(記載と内容)の内容の供述が

5 したかどうかを判断するものである。これは、~~甲が~~甲がこれにより
6 甲の供述、このとおり供述したことの真実性問題に過ぎないので、
7 ②この供述の内容の真実性問題に過ぎない。△伝聞法則を正確に理解
8 しては、~~事件~~証拠(2)は、伝聞証拠であり、3) (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100) (101) (102) (103) (104) (105) (106) (107) (108) (109) (110) (111) (112) (113) (114) (115) (116) (117) (118) (119) (120) (121) (122) (123) (124) (125) (126) (127) (128) (129) (130) (131) (132) (133) (134) (135) (136) (137) (138) (139) (140) (141) (142) (143) (144) (145) (146) (147) (148) (149) (150) (151) (152) (153) (154) (155) (156) (157) (158) (159) (160) (161) (162) (163) (164) (165) (166) (167) (168) (169) (170) (171) (172) (173) (174) (175) (176) (177) (178) (179) (180) (181) (182) (183) (184) (185) (186) (187) (188) (189) (190) (191) (192) (193) (194) (195) (196) (197) (198) (199) (200) (201) (202) (203) (204) (205) (206) (207) (208) (209) (210) (211) (212) (213) (214) (215) (216) (217) (218) (219) (220) (221) (222) (223) (224) (225) (226) (227) (228) (229) (230) (231) (232) (233) (234) (235) (236) (237) (238) (239) (240) (241) (242) (243) (244) (245) (246) (247) (248) (249) (250) (251) (252) (253) (254) (255) (256) (257) (258) (259) (260) (261) (262) (263) (264) (265) (266) (267) (268) (269) (270) (271) (272) (273) (274) (275) (276) (277) (278) (279) (280) (281) (282) (283) (284) (285) (286) (287) (288) (289) (290) (291) (292) (293) (294) (295) (296) (297) (298) (299) (300) (301) (302) (303) (304) (305) (306) (307) (308) (309) (310) (311) (312) (313) (314) (315) (316) (317) (318) (319) (320) (321) (322) (323) (324) (325) (326) (327) (328) (329) (330) (331) (332) (333) (334) (335) (336) (337) (338) (339) (340) (341) (342) (343) (344) (345) (346) (347) (348) (349) (350) (351) (352) (353) (354) (355) (356) (357) (358) (359) (360) (361) (362) (363) (364) (365) (366) (367) (368) (369) (370) (371) (372) (373) (374) (375) (376) (377) (378) (379) (380) (381) (382) (383) (384) (385) (386) (387) (388) (389) (390) (391) (392) (393) (394) (395) (396) (397) (398) (399) (400) (401) (402) (403) (404) (405) (406) (407) (408) (409) (410) (411) (412) (413) (414) (415) (416) (417) (418) (419) (420) (421) (422) (423) (424) (425) (426) (427) (428) (429) (430) (431) (432) (433) (434) (435) (436) (437) (438) (439) (440) (441) (442) (443) (444) (445) (446) (447) (448) (449) (450) (451) (452) (453) (454) (455) (456) (457) (458) (459) (460) (461) (462) (463) (464) (465) (466) (467) (468) (469) (470) (471) (472) (473) (474) (475) (476) (477) (478) (479) (480) (481) (482) (483) (484) (485) (486) (487) (488) (489) (490) (491) (492) (493) (494) (495) (496) (497) (498) (499) (500) (501) (502) (503) (504) (505) (506) (507) (508) (509) (510) (511) (512) (513) (514) (515) (516) (517) (518) (519) (520) (521) (522) (523) (524) (525) (526) (527) (528) (529) (530) (531) (532) (533) (534) (535) (536) (537) (538) (539) (540) (541) (542) (543) (544) (545) (546) (547) (548) (549) (550) (551) (552) (553) (554) (555) (556) (557) (558) (559) (560) (561) (562) (563) (564) (565) (566) (567) (568) (569) (570) (571) (572) (573) (574) (575) (576) (577) (578) (579) (580) (581) (582) (583) (584) (585) (586) (587) (588) (589) (590) (591) (592) (593) (594) (595) (596) (597) (598) (599) (600) (601) (602) (603) (604) (605) (606) (607) (608) (609) (610) (611) (612) (613) (614) (615) (616) (617) (618) (619) (620) (621) (622) (623) (624) (625) (626) (627) (628) (629) (630) (631) (632) (633) (634) (635) (636) (637) (638) (639) (640) (641) (642) (643) (644) (645) (646) (647) (648) (649) (650) (651) (652) (653) (654) (655) (656) (657) (658) (659) (660) (661) (662) (663) (664) (665) (666) (667) (668) (669) (670) (671) (672) (673) (674) (675) (676) (677) (678) (679) (680) (681) (682) (683) (684) (685) (686) (687) (688) (689) (690) (691) (692) (693) (694) (695) (696) (697) (698) (699) (700) (701) (702) (703) (704) (705) (706) (707) (708) (709) (710) (711) (712) (713) (714) (715) (716) (717) (718) (719) (720) (721) (722) (723) (724) (725) (726) (727) (728) (729) (730) (731) (732) (733) (734) (735) (736) (737) (738) (739) (740) (741) (742) (743) (744) (745) (746) (747) (748) (749) (750) (751) (752) (753) (754) (755) (756) (757) (758) (759) (760) (761) (762) (763) (764) (765) (766) (767) (768) (769) (770) (771) (772) (773) (774) (775) (776) (777) (778) (779) (780) (781) (782) (783) (784) (785) (786) (787) (788) (789) (790) (791) (792) (793) (794) (795) (796) (797) (798) (799) (800) (801) (802) (803) (804) (805) (806) (807) (808) (809) (810) (811) (812) (813) (814) (815) (816) (817) (818) (819) (820) (821) (822) (823) (824) (825) (826) (827) (828) (829) (830) (831) (832) (833) (834) (835) (836) (837) (838) (839) (840) (841) (842) (843) (844) (845) (846) (847) (848) (849) (850) (851) (852) (853) (854) (855) (856) (857) (858) (859) (860) (861) (862) (863) (864) (865) (866) (867) (868) (869) (870) (871) (872) (873) (874) (875) (876) (877) (878) (879) (880) (881) (882) (883) (884) (885) (886) (887) (888) (889) (890) (891) (892) (893) (894) (895) (896) (897) (898) (899) (900) (901) (902) (903) (904) (905) (906) (907) (908) (909) (910) (911) (912) (913) (914) (915) (916) (917) (918) (919) (920) (921) (922) (923) (924) (925) (926) (927) (928) (929) (930) (931) (932) (933) (934) (935) (936) (937) (938) (939) (940) (941) (942) (943) (944) (945) (946) (947) (948) (949) (950) (951) (952) (953) (954) (955) (956) (957) (958) (959) (960) (961) (962) (963) (964) (965) (966) (967) (968) (969) (970) (971) (972) (973) (974) (975) (976) (977) (978) (979) (980) (981) (982) (983) (984) (985) (986) (987) (988) (989) (990) (991) (992) (993) (994) (995) (996) (997) (998) (999) (1000) (1001) (1002) (1003) (1004) (1005) (1006) (1007) (1008) (1009) (1010) (1011) (1012) (1013) (1014) (1015) (1016) (1017) (1018) (1019) (1020) (1021) (1022) (1023) (1024) (1025) (1026) (1027) (1028) (1029) (1030) (1031) (1032) (1033) (1034) (1035) (1036) (1037) (1038) (1039) (1040) (1041) (1042) (1043) (1044) (1045) (1046) (1047) (1048) (1049) (1050) (1051) (1052) (1053) (1054) (1055) (1056) (1057) (1058) (1059) (1060) (1061) (1062) (1063) (1064) (1065) (1066) (1067) (1068) (1069) (1070) (1071) (1072) (1073) (1074) (1075) (1076) (1077) (1078) (1079) (1080) (1081) (1082) (1083) (1084) (1085) (1086) (1087) (1088) (1089) (1090) (1091) (1092) (1093) (1094) (1095) (1096) (1097) (1098) (1099) (1100) (1101) (1102) (1103) (1104) (1105) (1106) (1107) (1108) (1109) (1110) (1111) (1112) (1113) (1114) (1115) (1116) (1117) (1118) (1119) (1120) (1121) (1122) (1123) (1124) (1125) (1126) (1127) (1128) (1129) (1130) (1131) (1132) (1133) (1134) (1135) (1136) (1137) (1138) (1139) (1140) (1141) (1142) (1143) (1144) (1145) (1146) (1147) (1148) (1149) (1150) (1151) (1152) (1153) (1154) (1155) (1156) (1157) (1158) (1159) (1160) (1161) (1162) (1163) (1164) (1165) (1166) (1167) (1168) (1169) (1170) (1171) (1172) (1173) (1174) (1175) (1176) (1177) (1178) (1179) (1180) (1181) (1182) (1183) (1184) (1185) (1186) (1187) (1188) (1189) (1190) (1191) (1192) (1193) (1194) (1195) (1196) (1197) (1198) (1199) (1200) (1201) (1202) (1203) (1204) (1205) (1206) (1207) (1208) (1209) (1210) (1211) (1212) (1213) (1214) (1215) (1216) (1217) (1218) (1219) (1220) (1221) (1222) (1223) (1224) (1225) (1226) (1227) (1228) (1229) (1230) (1231) (1232) (1233) (1234) (1235) (1236) (1237) (1238) (1239) (1240) (1241) (1242) (1243) (1244) (1245) (1246) (1247) (1248) (1249) (1250) (1251) (1252) (1253) (1254) (1255) (1256) (1257) (1258) (1259) (1260) (1261) (1262) (1263) (1264) (1265) (1266) (1267) (1268) (1269) (1270) (1271) (1272) (1273) (1274) (1275) (1276) (1277) (1278) (1279) (1280) (1281) (1282) (1283) (1284) (1285) (1286) (1287) (1288) (1289) (1290) (1291) (1292) (1293) (1294) (1295) (1296) (1297) (1298) (1299) (1300) (1301) (1302) (1303) (1304) (1305) (1306) (1307) (1308) (1309) (1310) (1311) (1312) (1313) (1314) (1315) (1316) (1317) (1318) (1319) (1320) (1321) (1322) (1323) (1324) (1325) (1326) (1327) (1328) (1329) (1330) (1331) (1332) (1333) (1334) (1335) (1336) (1337) (1338) (1339) (1340) (1341) (1342) (1343) (1344) (1345) (1346) (1347) (1348) (1349) (1350) (1351) (1352) (1353) (1354) (1355) (1356) (1357) (1358) (1359) (1360) (1361) (1362) (1363) (1364) (1365) (1366) (1367) (1368) (1369) (1370) (1371) (1372) (1373) (1374) (1375) (1376) (1377) (1378) (1379) (1380) (1381) (1382) (1383) (1384) (1385) (1386) (1387) (1388) (1389) (1390) (1391) (1392) (1393) (1394) (1395) (1396) (1397) (1398) (1399) (1400) (1401) (1402) (1403) (1404) (1405) (1406) (1407) (1408) (1409) (1410) (1411) (1412) (1413) (1414) (1415) (1416) (1417) (1418) (1419) (1420) (1421) (1422) (1423) (1424) (1425) (1426) (1427) (1428) (1429) (1430) (1431) (1432) (1433) (1434) (1435) (1436) (1437) (1438) (1439) (1440) (1441) (1442) (1443) (1444) (1445) (1446) (1447) (1448) (1449) (1450) (1451) (1452) (1453) (1454) (1455) (1456) (1457) (1458) (1459) (1460) (1461) (1462) (1463) (1464) (1465) (1466) (1467) (1468) (1469) (1470) (1471) (1472) (1473) (1474) (1475) (1476) (1477) (1478) (1479) (1480) (1481) (1482) (1483) (1484) (1485) (1486) (1487) (1488) (1489) (1490) (1491) (1492) (1493) (1494) (1495) (1496) (1497) (1498) (1499) (1500) (1501) (1502) (1503) (1504) (1505) (1506) (1507) (1508) (1509) (1510) (1511) (1512) (1513) (1514) (1515) (1516) (1517) (1518) (1519) (1520) (1521) (1522) (1523) (1524) (1525) (1526) (1527) (1528) (1529) (1530) (1531) (1532) (1533) (1534) (1535) (1536) (1537) (1538) (1539) (1540) (1541) (1542) (1543) (1544) (1545) (1546) (1547) (1548) (1549) (1550) (1551) (1552) (1553) (1554) (1555) (1556) (1557) (1558) (1559) (1560) (1561) (1562) (1563) (1564) (1565) (1566) (1567) (1568) (1569) (1570) (1571) (1572) (1573) (1574) (1575) (1576) (1577) (1578) (1579) (1580) (1581) (1582) (1583) (1584) (1585) (1586) (1587) (1588) (1589) (1590) (1591) (1592) (1593) (1594) (1595) (1596) (1597) (1598) (1599) (1600) (1601) (1602) (1603) (1604) (1605) (1606) (1607) (1608) (1609) (1610) (1611) (1612) (1613) (1614) (1615) (1616) (1617) (1618) (1619) (1620) (1621) (1622) (1623) (1624) (1625) (1626) (1627) (1628) (1629) (1630) (1631) (1632) (1633) (1634) (1635) (1636) (1637) (1638) (1639) (1640) (1641) (1642) (1643) (1644) (1645) (1646) (1647) (1648) (1649) (1650) (1651) (1652) (1653) (1654) (1655) (1656) (1657) (1658) (1659) (1660) (1661) (1662) (1663) (1664) (1665) (1666) (1667) (1668) (1669) (1670) (1671) (1672) (1673) (1674) (1675) (1676) (1677) (1678) (1679) (1680) (1681) (1682) (1683) (1684) (1685) (1686) (1687) (1688) (1689) (1690) (1691) (1692) (1693) (1694) (1695) (1696) (1697) (1698) (1699) (1700) (1701) (1702) (1703) (1704) (1705) (1706) (1707) (1708) (1709) (1710) (1711) (1712) (1713) (1714) (1715) (1716) (1717) (1718) (1719) (1720) (1721) (1722) (1723) (1724) (1725) (1726) (1727) (1728) (1729) (1730) (1731) (1732) (1733) (1734) (1735) (1736) (1737) (1738) (1739) (1740) (1741) (1742) (1743) (1744) (1745) (1746) (1747) (1748) (1749) (1750) (1751) (1752) (1753) (1754) (1755) (1756) (1757) (1758) (1759) (1760) (1761) (1762) (1763) (1764) (1765) (1766) (1767) (1768) (1769) (1770) (1771) (1772) (1773) (1774) (1775) (1776) (1777) (1778) (1779) (1780) (1781) (1782) (1783) (1784) (1785) (1786) (1787) (1788) (1789) (1790) (1791) (1792) (1793) (1794) (1795) (1796) (1797) (1798) (1799) (1800) (1801) (1802) (1803) (1804) (1805) (1806) (1807) (1808) (1809) (1810) (1811) (1812) (1813) (1814) (1815) (1816) (1817) (1818) (1819) (1820) (1821) (1822) (1823) (1824) (1825) (1826) (1827) (1828) (1829) (1830) (1831) (1832) (1833) (1834) (1835) (1836) (1837) (1838) (1839) (1840) (1841) (1842) (1843) (1844) (1845) (1846) (1847) (1848) (1849) (1850) (1851) (1852) (1853) (1854) (1855) (1856) (1857) (1858) (1859) (1860) (1861) (1862) (1863) (1864) (1865) (1866) (1867) (1868) (1869) (1870) (1871) (1872) (1873) (1874) (1875) (1876) (1877) (1878) (1879) (1880) (1881) (1882) (1883) (1884) (1885) (1886) (1887) (1888) (1889) (1890) (1891) (1892) (1893) (1894) (1895) (1896) (1897) (1898) (1899) (1900) (1901) (1902) (1903) (1904) (1905) (1906) (1907) (1908) (1909) (1910) (1911) (1912) (1913) (1914) (1915) (1916) (1917) (1918) (1919) (1920) (1921) (1922) (1923) (1924) (1925) (1926) (1927) (1928) (1929) (1930) (1931) (1932) (1933) (1934) (1935) (1936) (1937) (1938) (1939) (1940) (1941) (1942) (1943) (1944) (1945) (1946) (1947) (1948) (1949) (1950) (1951) (1952) (1953) (1954) (1955) (1956) (1957) (1958) (1959) (1960) (1961) (1962) (1963) (1964) (1965) (1966) (1967) (1968) (1969) (1970) (1971) (1972) (1973) (1974) (1975) (1976) (1977) (1978) (1979) (1980) (1981) (1982) (1983) (1984) (1985) (1986) (1987) (1988) (1989) (1990) (1991) (1992) (1993) (1994) (1995) (1996) (1997) (1998) (1999) (2000) (2001) (2002) (2003) (2004) (2005) (2006) (2007) (2008) (2009) (2010) (2011) (2012) (2013) (2014) (2015) (2016) (2017) (2018) (2019) (2020) (2021) (2022) (2023) (2024) (2025) (2026) (2027) (2028) (2029) (2030) (2031) (2032) (2033) (2034) (2035) (2036) (2037) (2038) (2039) (2040) (2041) (2042) (2043) (2044) (2045) (2046) (2047) (2048) (2049) (2050) (2051) (2052) (2053) (2054) (2055) (2056) (2057) (2058) (2059) (2060) (2061) (2062) (2063) (2064) (2065) (2066) (2067) (2068) (2069) (2070) (2071) (2072) (2073) (2074) (2075) (2076) (2077) (2078) (2079) (2080) (2081) (2082) (2083) (2084) (2085) (2086) (2087) (2088) (2089) (2090) (2091) (2

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	

1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
13	
14	
15	
16	
17	
18	
19	
20	
21	
22	
23	